

令和6年

6月号

JUNE

# 協会けんぽ

## 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示  
回覧ください。

### 整骨院・接骨院のかかり方



整骨院・接骨院にかかる時、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

#### 健康保険が使えます

- ☑ 日常生活やスポーツで足をひねった
  - ☑ 家の階段で転倒し足首を捻挫した
- ※外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫が対象となります。  
※内科的原因による疾病は含まれません。  
※骨折・脱臼は、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

#### 健康保険は使えません

- ☑ 日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ☑ スポーツなどによる筋肉疲労
- ☑ 病気(神経痛・ヘルニア・五十肩など)からくる痛み
- ☑ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ☑ 慰安目的のマッサージ代わりの利用
- ☑ 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

#### 注意事項



#### 1. 負傷の原因を正確に伝えましょう

上記のように健康保険が使えない場合もありますので、何が原因で負傷したのかをきちんと伝えましょう。

#### 2. 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名しましょう

委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

#### 3. 領収書は必ずもらって保管しましょう

領収書は、必ず受け取り、金額を確認したうえで大切に保管してください。

#### 4. 施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

### 協会けんぽから施術内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院での施術内容が適切なものかどうかを確認するため、施術を受けた方に、協会けんぽから文書などで施術内容の照会を行う場合があります。

受療の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)・領収書などを保管していただき、照会がありましたら、ご自身でご回答くださいますようお願いいたします。



### かかりつけ医をもちましょう!

かかりつけ医とは、日常的な診察や健康相談・管理をしてくれる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣などを把握・理解したうえでの治療やアドバイスが受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な医療機関や専門医を紹介していただくことができるので安心です。



# 健診結果は必ずご確認ください。 「要精密検査」「要治療」の判定をされた方は、 早期に医療機関を受診してください!

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、脳梗塞や心筋梗塞などの命に関わる重大な疾病を引き起こすことがあります。

以下の基準に1つでも当てはまる方は、早期に医療機関を受診してください。

## 血圧

収縮期血圧	160mmHg以上
拡張期血圧	100mmHg以上

動脈硬化が進み、血管がつまったり破れたりする危険性が高まります



●脳梗塞 ●脳出血 ●心筋梗塞  
●狭心症 ●腎硬化症 など

## 血糖

空腹時血糖	126mg/dl以上
HbA1c	6.5%以上(NGSP値)

高血糖の状態が続くと体内の血管を傷つけます



●神経障害 ●網膜症 ●脳梗塞  
●腎症(人工透析など) ●心筋梗塞 など

## 脂質

LDLコレステロール	180mg/dl以上
------------	------------

余分なLDLコレステロールが血管壁にたまって動脈硬化が進行します



●狭心症 ●心筋梗塞 ●脳梗塞 など

(医療機関の受診基準値)

健康診断の「要精密検査」「要治療」の判定は、疾病の予防、またはこれ以上重症化させないためのシグナルです。自己判断で放置せず、かかりつけ医や身近な医療機関で受診してください。

事業主の皆様  
へのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診するよう、従業員の方にお声がけいただきますようお願いいたします。

## 代表電話を自動音声にてご案内しております



お客様サービス向上のため、代表電話(087-811-0570)を自動音声にてご案内しております。お問い合わせ内容別に、音声案内に従って番号をご選択ください。

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1 健康保険に関する制度やご申請 | 傷病手当金・高額療養費・限度額適用認定証などの保険給付、任意継続、保険証など |
| 2 健康診断・保健指導      | 生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など                |
| 3 交通事故・レセプト・返納金  | 交通事故などが原因の保険証使用、労災への切替、レセプト、医療費のお知らせなど |
| 4 その他            | 健康保険委員、ジェネリック医薬品、健康宣言など                |
| 9 もう一度お聞きになる場合   |  |

**全国健康保険協会 香川支部**  
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564  
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 **087-811-0570**  
(自動音声にてご案内しております。)

香川支部  
ホームページトップ



健康保険委員  
(香川)



メルマガ募集

